

中国の倒産手続における担保物権の処遇について

尹 正友¹

中国の倒産法実務では、担保物権に関する紛争が目立っている。その中、立法の欠陥、法律規定に対する理解の食い違い、さらに参照できる実務マニュアルの欠落などの原因が挙げられる。本論文は企業倒産実務における典型的な事案を取り上げ、現行法規の法適用と倒産法理論の二つの立場から出発し、関係する問題の解決に合理的な提案を提示することを期する。

一 担保権者の権利実現について

(一) 担保物権実行の時期

1. 担保物権実行の時期に関する学説の分裂

中国企業破産法(以下は「企業破産法」と称する)第 75 条、第 96 条には、それぞれ会社更生手続と和議和議手続における担保権行使方法について規定を置いたが、破産手続における担保権行使の方法については明文の規定を置いてない。これについて、実務上には二つの理解に分かれた。一つは倒産の申立てが受理されてから、担保物権が行使可能の状態になると理解し、もう一つは担保物権の行使可能の時期を破産開始決定破産開始決定後と理解している。

筆者は後者を支持する。

2. 担保物権は破産開始決定後に行使すべきである

まず、企業破産法第 109 条の規定によれば、「倒産者の特定の財産に関して担保権を有する権利人は、当該特定の財産について優先弁済権がある。」とする。倒産開始決定がされて初めて、債務者は倒産者と称され、債務者の財産は倒産者の財産に称されるようになる。さらに、第 109 条は企業破産法第 10 章「破産清算」第 1 節「破産開始決定を」にあるので、体系解釈の観点から見ても、第 109 条が破産開始決定の背景の下に置かれたことがわかる。すなわち、担保物権の行使は破産開始決定を前提とする。

次は、「最高人民法院が中華人民共和国企業破産法の執行に関する意見」第 39 条²

¹ 北京市炜衡法律事務所シニアパートナー弁護士、長年企業倒産の実務に携わり、実務経験が富んでいる。社会的活動として、東アジア倒産法協会中国支部事務局長、中国倒産法論壇執行主任者、北京市倒産法学会副会長兼事務局長、中華全国弁護士協会倒産法部会責任者、北京市弁護士協会倒産法部会責任者

項の規定によれば、担保物権者は倒産の申立てから破産開始決定が出されるまでの間に裁判所の許可を得なければ、優先権を行使できない。当該意見は旧倒産法・「中華人民共和国企業破産法(試行)」に関する司法解釈であるが、いまだ明文で廃止されてないので、新法との抵触がない限り、効力を有すると理解すべきである。

さらに、特別法が一般法に優先する原則によると、「企業破産法」と「担保法」との抵触が生じる場合、倒産事件においては、当然に「企業破産法」の規定が適用される。

最後に、担保物権が裁判所の破産開始決定後でなければならないという理解は、窮地に陥った企業の会社更生を可能にさせることができる。倒産の申立てが受理されるから破産開始決定の間には、まだ会社更生を通して企業を再建する可能性が残っている。もし担保物権は倒産の申立てが受理されてから直ちに行使できるようになれば、企業再建に必要な建物、生産設備などの基本条件が失われるおそれがある。ほかには、企業破産法第8章「会社更生(中国語では「重整」という)」第75条によれば、「会社更生の期間内には、債務者の特定財産に有する担保権の行使は中止する。」とする。倒産の申立てから破産開始決定までの間に、会社更生手続を適用する余地はまだ残っている。そのため、企業破産法第75条の趣旨によれば、破産開始決定が出されるまで、担保物権の行使はできない。

総じて言えば、法律の理解と適用の不一致を払拭するため、今後の立法には、「裁判所が破産開始決定を出してはじめて、債務者の特定財産に担保物権を有する債権者は担保権の実行ができる。ただし、法律または行政法規の規定がある場合、その規定による。」と明文で規定すべきである。

(二) 担保目的物を換価する主体

1. 担保目的物を換価する主体について

担保法の規定によれば、担保権者と設定者の協議で担保目的物を代物弁済し、または設定者により担保目的物を競売・任意売却して、換価を行う。これに対し、企業破産法の規定によれば、倒産手続においては管財人は倒産債務者の財産を管理・換価する権限を持つ。ここでは理解が分かれ、担保権者による担保目的物の換価と管財人による担保目的物の換価をそれぞれ支持する見解があった。

2. 倒産手続においては、管財人こそ担保目的物を換価する適切な主体である。

(1) 企業破産法は明文で担保目的物を含むすべての債務者財産を倒産財団にし、かつ倒産財団の管理と処分を管財人に任せた。担保目的物が倒産財団の範囲内であり、担保目的物の換価が財産の処分にも属するので、当然に管財人の職務に属する。

(2) 企業破産法第111条によれば、「管財人は債権者会議の決議または裁判所が本

法第 65 条 1 項による決定で定めた倒産財団換価計画に基づき、適時に倒産財団の財産を換価しなければならない。」とする。企業破産法は担保目的物をその他の財産と同じように、一律に倒産財団換価計画に取り入れる立場を取り、管財人を当該計画の執行責任者とした。

- (3) 管財人による換価は担保目的物をもっとも高価で換価する手段と認められ、担保権者と無担保権者の利益調整にも資する。中国では担保目的物の価値が被担保債権の金額を上回るのは一般的なものであり、担保権の実行を担保権者に任せれば、担保権者が自分の利益だけを考慮する傾向があるので、担保目的物の最大価値を榨り出すことが難しく、ひいて他の債権者に不利益をもたらすおそれがある。逆に、管財人による換価であれば、衡平な立場により、担保権者と無担保権者の利益をともに考慮するうえで、担保目的物の最大価値を作り出すことができる。
- (4) 管財人は長年倒産事件に携わっているから、もっと機動的かつ迅速的に最高額で換価する経験と資源を持っている。

(三) 担保物権の換価時期

担保物権の行使時期と担保目的物の換価時期は違う概念である。前者は担保権者がいつ弁済を受けるることを意味し、後者は担保目的物をいつ換価することを意味する。担保物権は担保目的物の価値から優先的に弁済を受ける権利なので、担保目的物の換価時期が現実的に担保物権の満足時期を決めるだけでなく、担保目的物の交換価値にも影響し、最終的に担保権者とその他の債権者の弁済率を左右している。

特別な客観要因で担保目的物の換価が困難な場合を除き、管財人は破産開始決定が出された後、できるだけ早く担保目的物の換価に着手しなければならない。将来にもっと高額で売られることが予測されうる場合には、管財人は裁判所の許可を得たうえで、換価を遅らせることができる。管財人が理由なく換価作業を遅延させると、担保権者は債権者委員会または裁判所に対し、管財人への督促を発することを請求できる。管財人は換価の遅延が担保権者に損失をもたらすことを知りながらも、故意に作業を遅らせる場合には、担保権者の損失を賠償しなければならない。

二 担保権者の議決権について

企業破産法第 64 条によれば、「債権者会議の決議は出席議決権者の過半数と無担保権者の議決権総額の 2 分の 1 以上の賛成で、可決する。ただし、本法律が特別に規定を置く場合は、この限りではない。」とする。この条項によれば、更生計画案和議条件の決議を除き、出席債権者の過半数と議決権総額の 2 分の 1 以上の賛成をもって、債権者会議の決議を可決する。

(一) 企業破産法は担保権者に一部の議決権を付与した。

企業破産法第 59 条 1 項によれば、「法律の規定に基づいて債権を届出した債権者は債権者会議の構成員となり、債権者会議に参加する権利があり、議決権を有する。」とする。第 59 条 3 項は、「債務者の特定財産に担保権を有する債権者は、その優先弁済権を放棄しない限り、本法第 61 条 1 項 7 号、10 号の事項に関して、議決権を有しない。」とする。この条文は担保権者が債権者会議での議決権を正面で認めたものではないが、消去法で担保権者が第 61 条 1 項 7 号、10 号、すなわち和議条件及び配当計画に関する議決権を排除した。届出債権者がすべて議決権を有する第 59 条と合わせれば、担保権者が更生計画、財産管理計画、換価計画など前記以外の事項に関する議決権を有することを推定できる。

(二) 担保権者の議決権行使

上記の規定によれば、企業破産法は和議条件及び配当計画以外の事項について担保権者に議決権を付与した。議決の手続について、第 64 条 1 項は「債権者会議の決議は出席議決権者の過半数と無担保権者の議決権総額の 2 分の 1 以上の賛成で、可決する。ただし、本法律が特別に規定を置く場合は、この限りではない。」とした。この条文の正しい理解方法は、特別の定めがある更生計画と和議条件の議決方法、すなわち出席債権者の過半数と債権総額の 3 分の 2 以上の賛成ということを除き、残りの事項について、すべて出席債権者の過半数と無担保債権総額の 2 分の 1 以上の賛成が可決の条件とされる。

こういう規定は、債権額のほか、頭数も参考にし、多数債権者と多数の債権を有するものの権利を保障するように見えるが、担保権者が具体的にいかに議決権を行使するかについては、合理的ではない部分も存在している。第 64 条によれば、担保権者が議決権を有する債権者なので、頭数を計算するとき、計算の対象となる。ところが、債権額を計算するとき、無担保債権しか参入しないので、被担保債権は対象外である。こういう設定は担保権者の議決権行使の意味を薄めた。現行法の規定は、担保権者の優先弁済権を考慮し、ほかの債権者との衡平を図るためにも、合理的な面もあるが、一律に担保権者を債権額ベースの議決から排除することがやりすぎるかとの指摘がある。

将来の倒産法立法においては、関係条文を修正又は解釈し、議決事項ごとに担保権者の利害関係を検討すべきだと、筆者は主張する。具体的に、担保権者と利害関係を有する事項について担保権者の全面的な議決権を保障しなければならず、担保権者と利害関係を有しない事項について、現行法のやり方を維持することができる。

三 被担保債権の利息計算について

(一) 倒産手続中において被担保債権の利息計算を中止すべきである。

担保法は明文で利息債権を被担保債権の一部と認めたが、企業破産法第46条は利息付債権が倒産申立てが受理された時から利息の計算が中止すると規定した。文言だけを見れば、利息付きの被担保債権についても倒産申立てが受理された時から利息の計算を中止すると理解すべきである。すなわち、倒産申立てが受理されたあとの利息は優先弁済権の範囲にない。ところが、実務には、担保目的物の価値が被担保債権の金額を上回った場合、被担保債権の利息計算が中止しないとする観点がある。

企業破産法の規定は以下の考慮によるものである。(1)倒産申立てが受理されたあと、利息の計算が止まらないと、債権者の債権がずっと変動する状態になり、債権額及び債権者の議決権額が決まらないので、倒産手続の進行に障害をもたらす。(2)利息付きの債権は倒産手続開始後も利息が発生すると、債権額が時間の推移につれ増大し、倒産財団ですべての倒産債権を弁済できない場合、利息が付いてない債権者、特に弁済期が到来した無利息債権の債権者にとって、余計な財務費用になることになる。

中国の実務では、倒産申立てが受理されたあと、その利息の計算も中止し、担保目的物の範囲内に優先弁済を受けることはないが、申立てが受理する前の利息債権は優先弁済権を有する。

(二) 利息計算中止の例外

企業破産法第87条によれば、裁判所が強制的に更生計画を許可する場合、担保権者が弁済の遅延により被った損失が補償される。通常には、この規定を公平を図るための補償措置と理解し、つまり定期的に担保権者に倒産の申立てが受理されたあとの利息を支払うことを意味する。また、法律は更生計画の中に別除権者への弁済と補償を別段で合意する権利を当事者に与えた。この規定は「倒産の申立てが受理されたあと、被担保債権の利息計算が中止する」の原則規定とは矛盾しない。

四 債務者のため財産担保を提供した第三者(以下、「第三者」と称する)の債権届出の可否について

(一) 第三者は企業破産法が規定した求償権を有する保証人及びその他連帯責任者ではない

担保法によれば、第三者は債務者のため自分の財産に抵当権または質権を設定した場合、主たる債務の履行がないとき、債権者は担保物権を行使し、代物弁済、競売、任意売却等の方法で、担保目的物から優先弁済を受けられる。第三者の損失を補うため、担保権

者が担保物権を実行したあと、第三者は債務者に対し、求償権を持つ。

求償権について、企業破産法第 51 条は、「債務者の保証人またはその他連帯債務者がすでに債務者のかわりに債務を弁済した場合、その求償権をもって債権の届出ができる。債務者の保証人またはその他連帯債務者がまだ債務者のかわりに債務を弁済していない場合、その将来の求償権をもって債権の届出ができる。ただし、債権者は既にすべての債権を管財人に届けた場合は、この限りではない。」とする。しかし、文言だけを見れば、保証人とその他連帯責任者は求償権及び将来の求償権をもって、債権の届出をすることができると言わかるが、第三者に触れていない。

第三者とは、保証人とは明らかに違う概念である。さて、その他連帯責任者として解釈するのは可能であろうか。第三者は企業倒産法第 51 条に基づき、債権の届出をすることができるであろうか。

債務者の連帯債務者とは、同じ債務について主たる債務者と連帯責任を負う主体であり、当該債務は連帯債務である。連帯債務とは、複数の債務者が各自、債務者に対し同一の給付へと向けられた債務を負担している。そのうちの一人が給付をすればすべての債務者が債務を免れる関係にある。第三者はここでいう「債務者の他の連帯債務者」ではない。

まず、債務者のために、担保物権の行使により最終的に債務弁済の結果をもたらすものの、自分の財産を担保に供した第三者は債務を弁済する義務を負っていない。物上保証を供する行為そのものは債務を履行する行為ではない。

次に、たとえ物上保証の範囲が債権全体に及ぶとしても、債権者も担保目的物価値の限度内だけその権利を行使できる。第三者に対し、担保目的物の価値を超えた分を請求できない。つまり、第三者は全部の債務を履行する義務を負っておらず、各自に全部の債務を履行する義務を有する連帯債務者の特徴に相応しくない。

さらに、連帯債務とは人的な連帯関係であり、物上保証とは債務者と担保目的物の連帯関係である。

以上のように、第三者を債務者の他の連帯債務者と位置づけることができない。企業破産法第 51 条には明文で第三者に債権届出の権利を付与することをしていない。これは中国企業破産法の欠陥でもある。

(二) 企業破産法は第三者の債権届出権を明文で規定すべきである。

上述のように、企業破産法は明文で第三者に債権届出の権利を付与することをしていない。しかし、中国の法体制からも、衡平の法理からも、または実務の要請からも、第三者求償権の債権届出権を企業破産法に明確に置くべきである。

裁判所が倒産の申立てを受理するとき、債権者が物上保証の目的物から一部または全部の債権を回収した場合、第三者は主たる債務者に対して求償権を有し、民法及び倒産法の一般理論により倒産債権として債権届出をすることができる。裁判所が倒産の申立てを受

理するとき、債権者がまだ第三者に対する担保権を実行していない場合、第三者は主たる債務者に対して求償権を有しない。ただし、債権者が債権届出をしないまま、倒産手続進行中または倒産手続終結後に担保権を実行したら、倒産者の財産が換価したあと、その一部または全部がすでに配当に回ったので、第三者はたとえ担保義務を履行したとしても、もう求償権を実現する余地がない。そのため、債権者が債権を届出をしない場合に、法律は第三者の将来求償権に関する届出を許すべきである。連帶債務における原則は、保証人だけでなく、第三者にも適用すべきである。

実務にも、第三者に求償権を届出の権利を与えるべきである。債権者が債権を届出をしないとき、第三者の債権届出を認めないと、手続進行と第三者の権利への侵害になりかねない。倒産手続の中では、債権者はいつでも第三者に対し、担保権を実行できる。第三者が義務履行をしたあとも、いつでも管財人に債権を届出できる。こうしたら、余計に管財人に債権審査の負担をかけ、倒産手続の進行に悪い影響をもたらす。倒産事件終結後に、債権者が物上担保を実行する場合、第三者が義務履行したあとも、求償権を実現する余地がまったく存在しない。それは、第三者の利益を侵害している。

最後に、第三者の求償権は本質的に条件付債権と理解できる。企業破産法により、条件付債権として届出をすることができる。

総じて論じれば、今後の立法には、「第三者がすでに債務者のかわりに債務を弁済した場合、その求償権をもって債権の届出ができる。第三者がまだ債務者のかわりに債務を弁済していない場合、その将来の求償権をもって債権の届出ができる。ただし、債権者は既にすべての債権を管財人に届けた場合は、この限りではない。」と明文で規定を置くべきである。